

## 平成28年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約に関する公表

平成28年11月28日現在

## 1. 契約締結前の公表

## 2. 契約締結後の公表

No	所管課	契約内容 (物品又は役務の名称)	契約 予定時期	契約の相手方の 決定方法と選定基準	契約金額 (税込/円)	契約相手方 の名称	契約 締結日	履行期間又 は納入期限	契約の相手方 とした理由
1	山内支所 総務課	三間坂駅公衆トイレ 清掃業務	平成28年4月	自治法施行令第167条の2 第1項第3号の規定による シルバー人材センターで あること。高齢者の再雇用 を促進する。予定価格の範 囲内であること。	700円/回	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成28年 4月1日	平成28年4 月1日～平 成29年3月 31日	該当団体が1団体で あったため。
2	山内支所 まちづ くり課	武雄市山内農村環境改善 センター清掃業務	平成28年4月	自治法施行令第167条の2 第1項第3号の規定による シルバー人材センターで あること。高齢者の再雇用 を促進する。予定価格の範 囲内であること。	314,160円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成28年 4月1日	平成28年4 月1日～平 成29年3月 31日	相手方が1社しかな かったため。
3	山内支所 まちづ くり課	武雄市中央公園ちびっこ 広場屋内清掃業務委託業 務	平成28年4月	自治法施行令第167条の2 第1項第3号の規定による シルバー人材センターで あること。高齢者の再雇用 を促進する。予定価格の範 囲内であること。					

4	健康課	高齢者軽度生活援助事業 (独居高齢者等の住居周りの除草作業等)	平成 28 年 4 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	単価契約 748~1375 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体であったため。
5	山内支所 くらし 課	武雄市老人福祉センター トイレ清掃業務	平成 28 年 4 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	172,260 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体であったため。
6	山内支所 くらし 課	山内保健センター植栽管理委託業務	平成 28 年 4 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	39,415 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日	該当団体が 1 団体であったため。
7	環境課	資源ごみ分別作業業務 (武雄市リサイクルセンター)	平成 28 年 4 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	840 円/1 時間 (税別)	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであり、該当団体が 1 団体であったため。

8	環境課	公衆便所清掃業務（15箇所）	平成28年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	2,826,439円（847円/1箇所1時間業務単価）	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成28年4月1日	平成28年4月1日～平成29年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、該当団体が1団体であったため。
9	都市計画課	花壇・フラワーポット花植え植栽管理業務	平成28年5月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による福祉関係施設であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	500,000円	社会福祉法人天童会いぶき村	平成28年5月10日	平成28年5月10日～平成29年3月31日	該当団体中、通年での業務遂行が可能な団体が1団体であったため
10	都市計画課	武雄温泉駅交通広場植栽管理業務	平成28年5月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による福祉関係施設であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	59,000円	社会福祉法人天童会いぶき村	平成28年5月10日	平成28年5月10日～平成29年2月28日	該当団体中、通年での業務遂行が可能な団体が1団体であったため
11	都市計画課	中央公園張芝草管理・まちなか広場除草管理業務	平成28年5月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による福祉関係施設であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	293,000円	社会福祉法人天童会いぶき村	平成28年5月10日	平成28年5月10日～平成29年2月28日	該当団体中、通年での業務遂行が可能な団体が1団体であったため
12	都市計画課	武雄市内都市公園7公園（丸山公園、一の坪公園、武雄東児童遊園、天神崎公園、五反田公園、杉橋公園、梶原公園）の草刈作業及び片付け作業	平成28年5月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	237,806円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成28年5月13日	平成28年5月13日～平成28年5月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、該当団体が1団体であったため。

13	企業 立地課	武雄北方インター工業団 地草刈作業	平成 28 年 5 月	・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定 によるシルバー人材セン ターであること・ ・高齢者の再雇用を促進す る。	69,582 円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 28 年 5 月 13 日	平成 28 年 5 月 17 日～平 成 28 年 5 月 19 日	該当団体が 1 団体で あったため。
14	環境課	市有地の除草作業 (武雄市リサイクルセン ター)	平成 28 年 5 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によ るシルバー人材センター であること。高齢者の再雇 用を促進する。予定価格の 範囲であること。	39,280 円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 28 年 5 月 25 日	平成 28 年 5 月 25 日～ 平成 28 年 6 月 12 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシ ルバー人材センター であり、該当団体が 1 団体であったため
15	環境課	市有地の除草作業 (旧甘久焼却場跡地)	平成 28 年 5 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によ るシルバー人材センター であること。高齢者の再雇 用を促進する。予定価格の 範囲であること。	67,338 円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 28 年 5 月 25 日	平成 28 年 5 月 25 日～ 平成 28 年 6 月 12 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシ ルバー人材センター であり、該当団体が 1 団体であったため
16	都市 計画課	武雄市内都市公園 5 公園 (丸山公園、武雄東児童 遊園、天神崎公園、五反 田公園、杉橋公園) の除 草作業及び片付け作業	平成 28 年 7 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による シルバー人材センターで あること。高齢者の再雇用 を促進する。予定価格の範 囲内であること。	177,299 円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 28 年 7 月 14 日	平成 28 年 7 月 14 日～ 平成 28 年 7 月 31 日まで	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシ ルバー人材センター であり、該当団体が 1 団体であったため

17	企業 立地課	武雄北方インター工業団 地草刈作業	平成 28 年 7 月	自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による シルバー人材センターで あること。高齢者の再雇用 を促進する。	386,071 円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 28 年 7 月 27 日	平成 28 年 8 月 1 日～平 成 28 年 8 月 31 日	該当団体が 1 団体で あったため。
19	都市 計画課	武雄市内都市公園 4 公園 (天神崎公園、五反田公 園、杉橋公園、黒尾町公 園) の草刈作業及び片付 け作業	平成 28 年 9 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定 によるシルバー人材セン ターであること。高齢者の 再雇用を促進する。予定価 格の範囲内であること。	113,241 円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 28 年 9 月 12 日	平成 28 年 9 月 12 日～平 成 28 年 9 月 30 日	該当団体が 1 団体で あったため。
20	環境課	市有地の除草作業 (武雄市リサイクルセン ター)	平成 28 年 9 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定 によるシルバー人材セン ターであること。高齢者の 再雇用を促進する。予定価 格の範囲内であること。	35,913 円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 28 年 9 月 23 日	平成 28 年 9 月 23 日～平 成 28 年 10 月 15 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシ ルバー人材センター であり、該当団体が 1 団体であったため。
21	環境課	市有地の除草作業 (旧甘久焼却場跡地)	平成 28 年 9 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定 によるシルバー人材セン ターであること。高齢者の 再雇用を促進する。予定価 格の範囲内であること。	67,338 円	公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター	平成 28 年 9 月 23 日	平成 28 年 9 月 23 日～平 成 28 年 10 月 15 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシ ルバー人材センター であり、該当団体が 1 団体であったため。

22	財政課	草刈り作業業務委託	平成 28 年 9 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。	26,935 円	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	平成 28 年 9 月 30 日	平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日	該当団体が 1 団体であったため。
23	都市計画課	武雄市内都市公園（丸山公園）の草刈作業及び片付け作業	平成 28 年 11 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	86,372 円	公益財団法人武雄市シルバー人材センター	平成 28 年 11 月 14 日	平成 28 年 11 月 14 日～平成 28 年 11 月 30 日	該当団体が 1 団体であったため。
24	企業立地課	武雄北方インター工業団地草刈作業	平成 28 年 11 月	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。	234,560 円	公益財団法人武雄市シルバー人材センター	平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年 12 月 1 日～平成 28 年 12 月 10 日	該当団体が 1 団体であったため。